

平戸市公共工事情報公表マニュアルの一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前
○平戸市公共工事情報公表マニュアル 平成17年10月 1 日告示第111号 第 1 ～第 2 （略） 第 3 公表対象除外工事（施行令第 7 条第 2 項） 公表対象除外工事は、次の各号のとおりとする。 (1) 予定価格が400万円を超えないもの (2) 公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって公表に適さないもの 第 4 ～第 5 （略） 附 則 このマニュアルは、平成17年10月 1 日から実施する。 附 則 この告示は、告示の日から施行し、平成18年 4 月 1 日以降の公表分から適用する。 附 則 この告示は、告示の日から施行する。 附 則 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この告示は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。</u>	○平戸市公共工事情報公表マニュアル 平成17年10月 1 日告示第111号 第 1 ～第 2 （略） 第 3 公表対象除外工事（施行令第 7 条第 2 項） 公表対象除外工事は、次の各号のとおりとする。 (1) 予定価格が250万円を超えないもの (2) 公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって公表に適さないもの 第 4 ～第 5 （略） 附 則 このマニュアルは、平成17年10月 1 日から実施する。 附 則 この告示は、告示の日から施行し、平成18年 4 月 1 日以降の公表分から適用する。 附 則 この告示は、告示の日から施行する。 附 則 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。